

小山水処理センター
汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

落札者決定基準
(変更版)

令和2年9月30日

小山市

目 次

1	総則.....	1
	(1) 本書の位置づけ	1
2	落札者決定の手順.....	2
	(1) 落札者決定までの手順の概要	2
	(2) 入札参加資格の確認	3
	(3) 入札.....	3
	(4) 総合評価	3
	(5) 落札者の決定	4
3	審査委員会	5

別紙 技術評価の評価項目及び配点

1 総則

(1) 本書の位置づけ

落札者決定基準は、小山市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 2 年 7 月 9 日に特定事業として選定した「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業」（以下「本事業」という。）についての募集・選定を行うにあたって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を選定するにあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法、基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

最優秀提案の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 落札者決定の手順

(1) 落札者決定までの手順の概要

本事業における事業者の選定は、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式に基づき、次の手順で実施する。

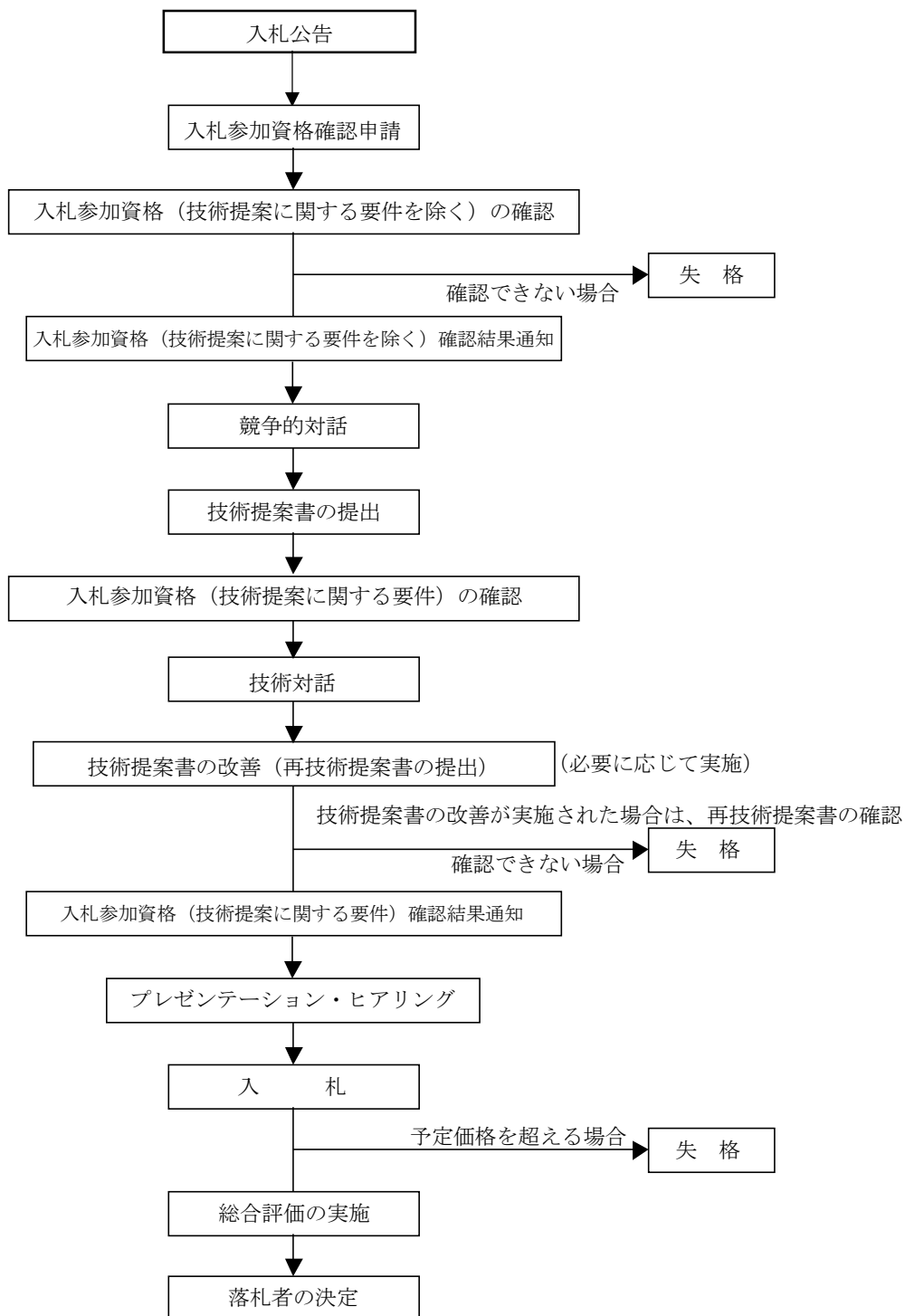


図1 落札者決定フロー

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認

入札参加希望者から提出された入札参加資格確認申請書と同時に提出される入札参加資格確認資料により、技術提案に関する要件を除く入札参加資格を確認する。

入札説明書等に示す参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加資格が無いものとする。

イ 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書（技術提案書の改善がなされた場合は、再技術提案書。以下同じ）について、各様式に記載された内容が、要求水準書に示す最低限の要求要件をすべて満たしていること、及び実現性や安全性等に係る技術的所見が適正であることを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求要件を満たさない事項がある場合、及び技術的所見が適正であると判断できない場合は、入札参加資格が無いものとする。

(3) 入札

市から入札参加資格（技術提案に関する要件）確認通知を受け取った入札参加希望者は、入札を行う。

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

(4) 総合評価

総合評価は技術評価及び価格評価により実施することとし、その配点及び得点化方法については、市が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定したものである。

ア 技術評価

技術評価の評価項目及び配点は、別紙「技術評価の評価項目及び配点」を参照すること。

(ア) 定量評価

別紙「技術評価の評価項目及び配点」に示す評価の視点・基準に基づき評価点を算出する。なお、評価点は0点を最低とし、小数第4位以下を四捨五入し、小数第3位までの表示とする。

(イ) 定性評価

別紙「技術評価の評価項目及び配点」に示す項目ごとに行い、次に示す4段階評価により得点を付与する。

評価	評価内容	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たす程度である	配点×0.25

イ 価格評価

価格評価は事業者の提案評価額を以下の方法で得点化する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (50 点)} \times (\text{提案者中最も低い提案評価額} / \text{提案者の提案評価額})$$

価格評価点は小数第 4 位以下を四捨五入し、小数第 3 位までの表示とする。

$$\text{提案評価額} = \text{入札価格} - \text{市の財政負担軽減額}$$

市の財政負担軽減額：F I T 売電の場合は市への還元額、場内利用の場合は消化ガス発電による動力費削減額、固形燃料の購入費

ウ 総合評価

総合評価は、下式で得る総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価値 (100 点満点)} = \text{技術評価結果 (50 点満点)} + \text{価格評価結果 (50 点満点)}$$

(5) 落札者の決定

審査委員会は、技術評価及び価格評価における総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価値の最も高い提案が 2 以上ある場合は、価格評価の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。この場合において、価格評価の得点が同点である提案が 2 以上ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。

市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

3 審査委員会

審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、審査委員会において決定した基準に基づいて提案内容の審査を行い、事業者を選定する。

【委員会の構成】

審査委員会は、以下7名の委員により構成される。

役 割	氏 名	所 属
委員長	森田 弘昭	日本大学生産工学部土木工学科 教授
副委員長	雲井 富雄	小山市副市長
委員	藤本 裕之	日本下水道新技術機構 資源循環研究部 副部長
委員	岩瀬 勇	岩瀬法律事務所 弁護士
委員	上野 巖	栃木県県土整備部都市整備課 下水道室長
委員	坪野谷 統勇	小山市総合政策部長
委員	小林 功	小山市総務部長

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、入札説明書等の公表後から本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと市及び審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への競争参加資格を失う。

別紙 技術評価の評価項目及び配点

項目	評価の視点・基準	配点	小計
1. 事業実施計画に関する事項			
1 本事業の実施方針	① 本事業の目的や基本方針を踏まえて、事業の実施方針について優れた提案がなされているか。	1	15
	② 代表企業、構成企業、協力企業の明確な役割（責任分担、連携・協力、補完体制、指揮命令系統など）、事業期間にわたり事業を円滑に遂行するための工夫について提案があるか。	1	
	③ 市との連携、報告・連絡が適切かつ確実に実施されるための提案があるか。	1	
2 資金調達	① 金融機関等との融資に係る合意状況について、関心表明以上のものを得ているなど、現実性の高い資金計画が提案されているか。	1	
3 収支計画	① 収支の算定根拠が明確であり、妥当な計画が提案されているか。	0.5	
	② 不測の事態による資金不足への対応等、事業収支の安定化のための合理的な提案があるか。	0.5	
4 リスク管理	① 各業務に係るリスクについて、適切な認識のもと、当該リスクに対する責任体制、リスク管理体制について効果的な提案があるか。	1.5	
	② 事業者の負担するリスクが顕在化した時の対応策について効果的な提案があるか。	1.5	
5 モニタリング	① セルフモニタリングによるサービス水準の維持・向上や、市が実施するモニタリングへの協力について、優れた提案がされているか。	2	
6 地域経済への貢献	① 設計・建設業務の市内企業※への発注額を下式により評価する。 ■小配点×（市内企業への発注額比率（提案者値））／（市内企業への発注額比率（提案者中最大値）） ※市内企業：小山市内に本店、支店又は営業所を有する企業	2.5	
	② 維持管理・運營業務に関して市内企業※の活用等、地域経済への貢献について効果的な提案があるか。 ※市内企業：小山市内に本店、支店又は営業所を有する企業	2.5	

項目	評価の視点・基準	配点	小計
2. 設計・建設及び施設の性能に関する事項			
1 施工実績	<p>① 機械設備工事を担当する企業における、日最大汚水量 52,000m³/日^{※1}以上の下水処理場^{※2}の汚泥消化施設及び汚泥燃料化施設の機械設備の施工実績^{※3}について評価する。</p> <p>■平成 17 年度以降に施工した汚泥消化施設、汚泥燃料化施設それぞれ 1 件あたり 0.5 点（但し、5 件：2.5 点を上限）</p> <p>※1 平成 30 年度版下水道統計により確認 ※2 下水道法上の終末処理場に限り ※3 技術提案書提出日までに完工した実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、更新を問わない。 ・汚泥消化施設については、工事単位が小分類以上（別表（平成 3 年 4 月 23 日事務連絡別表、平成 15 年 6 月 19 日改正）参照）の実績を対象とする。 ・元請の工事を対象とする。 	5	
2 施設計画	① 小山水処理センター内の既存施設や車両・維持管理動線を考慮した効率的な施設配置となっているか。	1	15
	② 本施設を安定的に運転するための優れた施設計画が提案されているか。	1.5	
	③ 省エネに努めた優れた施設計画が提案されているか。	1	
	④ 水処理や水処理維持管理者との連携を踏まえた優れた施設計画となっているか。	1.5	
	⑤ 汚泥消化施設、消化ガス発電設備、固形燃料化施設の特性を踏まえた優れた施設計画が提案されているか。	1	
	⑥ 故障時、災害時、異常時等においても安全性を確保するための優れた技術が提案されているか。	1	
3 施工計画・工程計画	① 周辺環境に配慮した施工計画となっているか。	1	
	② 安全性及び品質を保つための優れた施工計画が提案されているか。	1	
	③ 設計、許認可等取得、建設工事及び試運転等の工程全般について、的確な計画がなされているか。	1	

項目	評価の視点・基準	配点	小計
3. 維持管理・運營業務に関する事項			
1 維持管理実績	<p>① 維持管理を担当する企業における、日平均汚水量 33,000m³/日^{※1}以上の下水処理場^{※2}の汚泥消化施設及び汚泥燃料化施設の維持管理実績^{※3}について評価する。</p> <p>■平成 17 年度以降に実施した汚泥消化施設、汚泥燃料化施設それぞれ 1 件あたり^{※4}0.3 点（但し、5 件：1.5 点を上限）</p> <p>※1 平成 30 年度版下水道統計により確認 ※2 下水道法上の終末処理場に限る ※3 令和 2 年 3 月までの実績 ※4 同一処理場の維持管理を複数回受託している場合は重複して計上しない。</p>	3	
2 維持管理計画	① 初沈汚泥及び余剰汚泥の変動に対して適切な運転計画がなされているか。	1	
	② 効率的かつ安全・安定的な維持管理・運営が可能となるよう、平常時の日中・夜間・休日の実施体制（配置人員数、有資格者等）について、優れた提案がなされているか。	1	
	③ 的確な保守点検及び修繕計画の提案がなされているか。また、その提案はストックマネジメント計画を勘案した計画になっているか。	1	15
	④ 水処理や水処理維持管理業者との連携や、栃木県下水道資源化工場への汚泥搬出計画（平準化）を踏まえた優れた維持管理計画となっているか。	1.5	
	⑤ 小山水処理センター全体の最適化の観点から、優れた提案がなされているか。	1.5	
	⑥ 汚泥消化施設、消化ガス発電設備、固形燃料化施設（固形燃料含む）の特性を踏まえた優れた維持管理計画が提案されているか。 汚泥消化タンクの汚泥浚渫頻度や浚渫量が現状よりも低減される維持管理手法の提案があるか。また、その維持管理手法は本事業終了後にも適用できるか。 ※消化ガス発電設備に対して、FITと場内利用で提案内容が異なる場合はそれぞれについて記載すること。	1.5	

項目		評価の視点・基準	配点	小計
	3 危機管理計画	① 故障、災害時等における緊急体制、復旧までの対応、故障等を未然に防ぐ対策や工夫などについて、「下水道BCP策定マニュアル 2019年版」の考え方も踏まえた優れた提案がなされているか。	1.5	
	4 消化ガス利活用	① 消化ガスや汚泥等の変動を考慮して効率的、安定的な消化ガス利用が行えるような優れた維持管理計画が提案されているか。	1	
	5 固形燃料の利活用	① 長期的な汚泥利用をより安定・確実にするため、維持管理・運営開始当初に固形燃料を利用する事業所の利用施設数（石炭ボイラ等）を評価する。 ■次のいずれかの条件を満たす場合に1点、これ以外を0点とする。 ・受入予定事業所を複数有している。 ・受入予定事業所内に受入施設（石炭ボイラ等）を複数有している。	1	
		② 長期的な汚泥利用をより安定・確実にするため、維持管理・運営開始当初に固形燃料を利用する企業の経営状況を評価する。 ■次の条件を満たす場合に1点、これ以外を0点とする。 ・令和元年12月末以前の直近5期の決算が連続で赤字でないこと。 ・令和元年12月末以前の直近5期の決算が連続で債務超過でないこと。	1	
	4. 環境に関する事項			
1 CO ₂ 削減量	① CO ₂ 削減量を下式により評価する。 ■小配点×(提案者の削減量) / (提案者最大の削減量)	1	5	
	2 周辺環境	① 脱水汚泥、固形燃料の保管及び搬出時における臭気漏洩対策について、優れた提案がなされているか。		1.5
		② 本施設の通常運転時、修繕時・緊急停止時等の臭気漏洩対策について、優れた提案がなされているか。		1.5
	③ 周辺環境への配慮がなされた施設計画が提案されているか。(臭気に関する事項を除く。)	1		
合計				50